・　発電設備で発電される電力の一部を冷凍冷蔵施設等の漁港施設へ供給することにより、電力の使用量を削減し、施設使用料の負担軽減に資する取組
・　再生可能エネルギー発電設備の整備に併せて蓄電池、地域マイクログリッド、ＶＥＭＳ等を整備し、平常時は農林漁業関連施設へ発電した電力を供給することで施設の電気料金の削減や脱炭素化を推進するとともに、災害等による大規模停電時には避難所等にも電力を供給する取組　等

３　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項

市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）との整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

４　（略）

第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項

１　基本計画の作成に関する留意事項

（略）

⑴～⑷　（略）

⑸　農林地所有権移転等促進事業

（略）

①・②　（略）

③　所有権移転等促進計画の作成

（略）

ア・イ　（略）

ウ　権利の設定又は移転が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る地域計画、農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。

④　（略）

２・３　（略）

４　基本計画と他の計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項

市町村は、基本計画の作成に当たっては、地域計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２第１項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を保たなければならない。なお、「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、国土形成計画、北海道総合開発計画、半島振興計画、離島振興計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等が含まれる。

（略）

５　（略）

３　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項

市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、人・農地プランとの整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

４　（略）

第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項

１　基本計画の作成に関する留意事項

（略）

⑴～⑷　（略）

⑸　農林地所有権移転等促進事業

（略）

①・②　（略）

③　所有権移転等促進計画の作成

（略）

ア・イ　（略）

ウ　権利の設定又は移転が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。

④　（略）

２・３　（略）

４　基本計画と他の計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項

市町村は、基本計画の作成に当たっては、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２第１項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を保たなければならない。なお、「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、国土形成計画、北海道総合開発計画、半島振興計画、離島振興計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等が含まれる。

（略）

５　（略）